

# 令和5年第3回 教育委員会定例会議案

多賀城市教育委員会

## 令和5年第3回教育委員会定例会議事日程

令和5年3月23日（木）

午後5時45分 開会

多賀城市役所5階 501会議室

日程第1 前回議事録の承認について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 諸般の報告

事務事業等の報告

日程第4 議事

議案第5号 多賀城市個人情報保護条例の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について

議案第6号 多賀城市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について

議案第7号 多賀城市教育委員会組織規則の改正について

議案第8号 職員の人事について

日程第5 その他

## 諸 般 の 報 告

令和5年第2回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

### ■教育総務課関係

2月28日、「令和4年度第3回全教職員研修会」を文化センター小ホールで開催しました。48名の教職員が参加し、「安心して過ごせる学級づくり～今日から始めるアサーション～」について聴講しました。

2月7日から3月8日まで30日間の会期で、「令和5年第1回多賀城市議会定例会」が開催され、教育委員会関係議案を含め、提出された議案はすべて可決されました。

3月2日、部活動地域移行検討委員会を東豊中学校で開催し、学校教育監が出席しました。

3月15日、元宝塚歌劇団月組 水島あおいさんによるコンサートを第二中学校で開催し、生徒約260名が鑑賞しました。

3月17日、市議会全員協議会及び多賀城創建1300年事業調査特別委員会が開催され、教育長、教育部長、次長、文化財課長等が出席しました。教育委員会関係では、特別史跡多賀城南門等復元整備事業の進捗状況について説明しました。

3月22日、「仙台管内教育委員会教育長会議」が仙台市で開催され、教育長が出席しました。

市立小中学校の「卒業式」は、3月10日に中学校において、3月17日に小学校において、3年振りに来賓等を招待して執り行いました。

令和5年度の市立小中学校の「入学式」は、小中学校とも4月10日に執り行う予定です。

### ■生涯学習課関係

3月1日、図書館運営審議会を開催し、教育長、教育部長、生涯学習課長が出席しました。

3月4日、5日の2日間、「文化センターまつり」を文化センターで4年ぶりに開催しました。展示部門で16団体、舞台部門で12団体が参加し、延べ908名が来場しました。

3月15日、社会教育委員会議を開催し、教育長、生涯学習課長が出席しました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、別表のとおりです。

### ■文化財課関係

2月18日、3月4日の2日間、令和4年度資料展「地域の文化財－南宮村・山王村－」の関連企画として、地域住民によるギャラリートークを埋蔵文化財調査センター3階展示室で開催しました。詳細は別表のとおりです。

## (別表) 社会教育事業等の開催状況

(令和5年3月14日現在)

## ○市民会館 (指定管理)

開催日	内容	参加者数	会場
2月21日	主催事業「たがぶん×山響音楽アウトリーチプロジェクト2022①」 会場：多賀城高校・すくっぴー広場	300名	多賀城高校 すくっぴー 広場
3月7日	主催事業「たがぶん×山響音楽アウトリーチプロジェクト2022②」 会場：文化センター展示室（桜木北区町内会向け） 市立図書館	47名	市会・ 市図
2月23日、 3月11日	主催事業「たがぶん自習室」	4名	中公

## ○中央公民館

開催日	内容	参加者数	会場
3月4日、 5日	「文化センターまつり」 (展示部門 16団体、舞台部門 12団体が参加)	908名	市会・ 市図

## ○山王地区公民館

開催日	内容	参加者数	会場
2月18日	成人教育事業「体の中から健康に 免疫力u p の食事 1日目 座学「ウイルスに打ち勝つ体をつくる食と健康法」 講師：藤本ちさと氏	6名	山公
2月25日	成人教育事業「体の中から健康に 免疫力u p の食事 2日目 調理「免疫力u p する料理」 講師：藤本ちさと氏	8名	山公
3月4日	成人教育事業「多賀城の歴史遺産講座」第1回 「発掘された山王遺跡」 講師：埋蔵文化財調査センター職員	11名	山公
3月11日	成人教育事業「多賀城の歴史遺産講座」第2回 「山王・南宮地区の民俗」 講師：埋蔵文化財調査センター職員	12名	山公

## ○大代地区公民館 (指定管理)

開催日	内容	参加者数	会場
2月18日	地域交流事業「ケアブレンドカフェういず大代公民館」 講師：NPO法人ケアブレンド	268名	大公
2月21日、 28日、 3月7日	高齢者教育事業「スクエアステップ」	33名	大公
2月23日	成人教育事業「メタバースツアー」	1名	大公

○市立図書館（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
2月1日～ 2月28日	「多賀城市立図書館大賞2022 結果発表」	—	市図
2月15日	「英語の本を楽しもう 英語多読サロン」	4名	市図
2月17日	「夜活 1日の終わりにYOGA教室」 講師：ヨガインストラクター 工藤葉子氏	7名	市図
2月23日	「おやこが笑顔になる キッズマッサージとふれあい遊び」 講師：チャイルドケアスペシャリスト 遠藤しのぶ氏	8名	市図
2月25日	「キッズクラフト おひなさま飾りを作ろう」	13名	市図
2月25日	「暮らしによりそう花と緑のワークショップ ミモザとユーカリのフライングリース」 講師：株式会社 多賀城フラワー	12名	市図
2月26日	「サイコロの絵を見て創作体験 連想おはなしゲーム！」	7名	市図
3月1日	「英語の本を楽しもう 英語多読サロン」	3名	市図
3月4日	「気軽にアート体験 「artdrop」名画塗り絵ワークショップ」 講師：artdrop creative workshop 矢野裕子氏	8名	市図
3月5日	「多賀城発！小学生ジャズバンド ブライト☆キッズコンサート」	33名	市図
3月7日	「たがぶん×山響 アウトリーチプロジェクト2022」	69名	市図

3月8日	「本のソムリエ 働くあなたに読書の処方箋 人間関係に役立つ一冊」 講師：本のソムリエ 二本柳保氏	2名	市図
------	---	----	----

○総合体育館（指定管理）

開催日	内容	参加者数	会場
2月18日、 21日、 25日、 3月2日	社会体育事業「健康・スポーツ相談室」 講師：株式会社activebody	3名	総体
3月12日	社会体育事業「おとなの朝活（ヨガ）」	17名	総体
3月12日	社会体育事業「おとなの朝活（トレーニング）」 講師：Re:Reflet 武田智樹氏	5名	総体
2月23日	社会体育事業「スポーツ活動研修会Ⅱ」 講師：さくらメディカル接骨院 菅野昌隆氏	34名	総体
2月20日	地域スポーツ指導者派遣事業 申請団体：桜木長寿会	12名	桜木北 集会所
2月16日～ 3月14日 (計9回)	健康長寿課委託事業「健康ストレッチ教室」	210名	ヘルス 山公 大公

【凡例】

中公：中央公民館      山公：山王地区公民館      大公：大代地区公民館  
 市会：市民会館      市図：市立図書館      総体：総合体育館  
 ヘルス：シルバーヘルスプラザ

(別表) 令和4年度資料展ギャラリートーク

開催日	内容	観覧者数	会場
2月18日	テーマ：「地域の神様-南宮の庚申様と上人塚-」 講師：櫻井やえ子氏	31名	埋蔵文化財調査センター3階 展示室
3月4日	テーマ：「暮らしを支えた山の恩恵-「山王山」からの薪の切り出し-」 講師：阿部勝雄氏	22名	

令和5年3月23日提出

多賀城市教育委員会  
 教育長 麻生川 敦

議案第 5 号

多賀城市個人情報保護条例の廃止に伴う関係規則の整理に

関する規則の制定について

多賀城市個人情報保護条例の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則  
を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 3 月 2 3 日 提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

多賀城市個人情報保護条例の廃止に伴う関係規則の整理に  
関する規則

(多賀城市教育委員会個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第1条 多賀城市教育委員会個人情報保護条例施行規則(平成19年多賀城市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

多賀城市教育委員会個人情報の保護に関する法律施行規則

本則中「多賀城市個人情報保護条例(平成9年多賀城市条例第10号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

(教育長に対する事務委任等規則の一部改正)

第2条 教育長に対する事務委任等規則(昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第10号中「多賀城市個人情報保護条例(平成9年多賀城市条例第10号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 多賀城市個人情報保護条例の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則 の制定について

### 1 改正の趣旨

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）により個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）が改正されたことに伴い、今まで多賀城市個人情報保護条例（平成 9 年多賀城市条例第 10 号。以下「条例」という。）で規定していた個人情報等の取扱いについて、法で規定されることとなり、条例が廃止されることとなったことから、条例を引用している多賀城市教育委員会個人情報保護条例施行規則（平成 19 年多賀城市教育委員会規則第 2 号）及び教育長に対する事務委任等規則（昭和 47 年多賀城市教育委員会規則第 7 号）について、所要の改正を行うもの

### 2 改正の内容

規則の引用部分である「多賀城市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改めるもの

### 3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

多賀城市個人情報保護条例の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則新旧対照表

第1条の規定による改正（多賀城市教育委員会個人情報保護条例施行規則の一部改正）

新	旧
<p>多賀城市教育委員会<u>個人情報の保護に関する法律</u>施行規則</p> <p>平成19年3月27日</p> <p>多賀城市教育委員会規則第2号</p> <p><u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>の施行については、市長が取り扱う個人情報保護の例による。</p> <p>附則 略</p>	<p>多賀城市教育委員会<u>個人情報保護条例</u>施行規則</p> <p>平成19年3月27日</p> <p>多賀城市教育委員会規則第2号</p> <p><u>多賀城市個人情報保護条例（平成9年多賀城市条例第10号）</u>の施行については、市長が取り扱う個人情報保護の例による。</p> <p>附則 略</p>

第2条の規定による改正（教育長に対する事務委任等規則の一部改正）

新	旧
<p>教育長に対する事務委任等規則 昭和47年7月4日 多賀城市教育委員会規則第7号</p> <p>第1条～第3条 略 (教育長専決事項)</p> <p>第4条 教育長の専決（特定の事案の処理に関し、教育委員会に代わって常時意思決定をすることをいう。）に係る事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(10) 多賀城市情報公開条例（平成10年多賀城市条例第22号）に基づく公文書の開示請求に対する決定等、<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>に基づく保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求に対する決定等並びに多賀城市行政不服等審査会への諮問並びに多賀城市行政不服等審査会条例（平成28年多賀城市条例第1号）第3条第2項の規定に基づく同審査会への意見の求めに関すること。</p> <p>(11)～(14) 略</p> <p>2 略</p> <p>以下 略</p>	<p>教育長に対する事務委任等規則 昭和47年7月4日 多賀城市教育委員会規則第7号</p> <p>第1条～第3条 略 (教育長専決事項)</p> <p>第4条 教育長の専決（特定の事案の処理に関し、教育委員会に代わって常時意思決定をすることをいう。）に係る事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 多賀城市情報公開条例（平成10年多賀城市条例第22号）に基づく公文書の開示請求に対する決定等、<u>多賀城市個人情報保護条例（平成9年多賀城市条例第10号）</u>に基づく保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求に対する決定等並びに多賀城市行政不服等審査会への諮問並びに多賀城市行政不服等審査会条例（平成28年多賀城市条例第1号）第3条第2項の規定に基づく同審査会への意見の求めに関すること。</p> <p>(11)～(14) 略</p> <p>2 略</p> <p>以下 略</p>



議案第 6 号

多賀城市立学校における学校運営協議会の設置等に関する

規則の制定について

多賀城市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則を次の  
とおり制定するものとする。

令和 5 年 3 月 2 3 日 提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

## 多賀城市立学校における学校運営協議会の設置等に関する

### 規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5の学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、教育委員会及び校長の権限と責任の下、地域住民等及び保護者の学校運営への参画や、地域住民等及び保護者による学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と地域住民等及び保護者との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

#### (設置)

第2条 教育委員会は、その所管に属する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。以下同じ。）ごとに協議会を設置することができる。ただし、教育委員会が二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認めるときは、二以上の学校について一の協議会を設置することができる。

2 教育委員会は、協議会活動の充実を図るために必要な事項を協議する機関として、中学校区内の複数校の協議会で連絡協議会を設置することができる。

3 次に掲げる学校は、小学校高学年における教科担任制を含む義務教

育9年間を通じた教育活動を一体的に行うことができる。

(1) 第1項ただし書の規定により二以上の学校（一以上の小学校及び中学校をそれぞれ含むものに限る。）について一の協議会を設置した学校

(2) 前項の規定により中学校区内の複数校の協議会（一以上の小学校及び中学校の協議会をそれぞれ含むものに限る。）で連絡協議会を設置した学校

（基本方針等の承認）

第3条 法第47条の5第2項第1号に規定する対象学校（以下「対象学校」という。）の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育目標及び運営方針並びに教育課程の編成その他当該校長が必要と認める事項に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認を得た基本方針に基づき、当該対象学校の運営を行わなければならない。

（学校運営等に関する意見の申出）

第4条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（対象学校の教職員の採用その他の任用に関する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の教職員の採用その他の任用のうち、次に掲げる事項について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

(1) 対象学校の教職員の構成に関すること（個別の教職員に係るものを除く。）。

(2) 対象学校の望ましい人材の在り方に関すること（個別の教職員に係るものを除く。）。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

4 対象学校の校長は、第2項の意見に拘束されることなく、法第36条の規定による意見の申出をすることができる。

（学校運営等に関する評価）

第5条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

（情報発信等）

第6条 協議会は、基本方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、地域住民、保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

（組織）

第7条 協議会は、委員15人以内で組織する。

（委員の任命）

第8条 委員は、次に掲げる者のうちから、対象学校の校長の推薦により、教育委員会が任命する。

(1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規

定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 学識経験者

(5) 関係行政機関の職員

(6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が相当と認める者

2 辞職等により委員が欠けた場合、教育委員会は、必要に応じて後任の委員を任命することができる。

3 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号の規定による非常勤の特別職の職員とする。

（委員の任期）

第9条 委員の任期は、3年とする。ただし、前条第2項の規定により後任の委員として任命された委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員の責務）

第10条 委員は、その職の信用を傷つけ、又は委員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（報酬等）

第11条 委員の報酬の額等は、市長が別に定める。

（会長及び副会長）

第12条 協議会に会長及び副会長一人を置き、委員の互選により選任

する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。ただし、会長又は副会長が選任されていないときは、対象学校の校長が協議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、災害その他の事由により、委員が会議に出席することが困難であるときは、この限りでない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。ただし、前項ただし書の規定により会議を開くときは、書面その他会長が定める方法により、協議会の議事を決することができる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、対象学校の教職員その他必要な者を協議会の会議に出席させることができる。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第14条 教育委員会は、協議会の運営状況を的確に把握するとともに、協議会に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければな

らない。

(委員の解任)

第15条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該委員を解任することができる。

(1) 第10条の規定に違反したとき

(2) 心身の故障のため職務を遂行することができないとき

(3) 前2号に掲げる場合のほか、解任に相当する事由が認められるとき

2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、速やかにその旨を教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、第1項の規定により委員を解任するときは、当該委員にその理由を示さなければならない。

(委任)

第16条 この規則に定める事項のほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(多賀城市立学校の管理に関する規則の一部改正)

2 多賀城市立学校の管理に関する規則(昭和40年多賀城市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第18条の5を次のように改める。

第18条の5 削除

(経過措置)

- 3 第8条に規定する委員の任命及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

議案第 7 号

多賀城市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定  
について

多賀城市教育委員会組織規則の一部を改正する規則を次のとおり制定  
するものとする。

令和 5 年 3 月 2 3 日 提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

多賀城市教育委員会組織規則の一部を改正する規則

多賀城市教育委員会組織規則（平成4年多賀城市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第9条中

「

(12) 学校保健、学校体育、学校安全及び学校給食に関すること。

(13) 学齢児童の就学時における健康診断に関する

を

(14) 学校給食センターに関すること。

(15) 学校教育監の庶務に関すること。

」

「

(12) 学校運営協議会に関すること。

(13) 学校保健、学校体育、学校安全及び学校給食に関すること。

(14) 学齢児童の就学時における健康診断に関する

に改める。

(15) 学校給食センターに関すること。

(16) 学校教育監の庶務に関すること。

」

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議案第7号関係資料

多賀城市教育委員会組織規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
<p>多賀城市教育委員会組織規則 平成4年8月28日 多賀城市教育委員会規則第7号</p>	<p>多賀城市教育委員会組織規則 平成4年8月28日 多賀城市教育委員会規則第7号</p>
<p>第1条～第8条 略</p> <p>第2節 事務分掌 (事務局の事務分掌)</p> <p>第9条 事務局の課及び係の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課 (中略)</p> <p>学校教育係</p> <p>(1)～(11) 特別支援教育に関すること。</p> <p><u>(12) 学校運営協議会に関すること。</u></p> <p><u>(13) 学校保健、学校体育、学校安全及び学校給食に関すること。</u></p> <p><u>(14) 学齢児童の就学時における健康診断に関すること。</u></p> <p><u>(15) 学校給食センターに関すること。</u></p> <p><u>(16) 学校教育監の庶務に関すること。</u></p> <p>(中略)</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第8条 略</p> <p>第2節 事務分掌 (事務局の事務分掌)</p> <p>第9条 事務局の課及び係の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課 (中略)</p> <p>学校教育係</p> <p>(1)～(11) 特別支援教育に関すること。</p> <p><u>(12) 学校保健、学校体育、学校安全及び学校給食に関すること。</u></p> <p><u>(13) 学齢児童の就学時における健康診断に関すること。</u></p> <p><u>(14) 学校給食センターに関すること。</u></p> <p><u>(15) 学校教育監の庶務に関すること。</u></p> <p>(中略)</p> <p>以下 略</p>



議案第 8 号

職員の人事について

このことについて、別紙のとおり発令する。

令和 5 年 3 月 2 3 日 提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦